

事 務 連 絡
令和 5 年 (2023 年) 3 月 10 日

行政事務学区統括委員 様

湖南省選挙管理委員会事務局

衆議院小選挙区の区割り改定に伴う選挙区の変更について

平素は、各種選挙の執行に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、公職選挙法の一部を改正する法律（区割り改定法）が令和 4 年 11 月 28 日に公布、同年 12 月 28 日から施行されました。これに伴い、滋賀県の衆議院小選挙区が改定され、定数が 4 から 3 に変更され、湖南省は「滋賀第 4 区」から「滋賀第 3 区」になりました。

つきましては、今後の衆議院議員総選挙の執行に際して、ご留意いただきますようお願いいたします。

また、区割り改定の周知のため、貴職管理の施設に別添のチラシを設置していただきますよう併せてお願いいたします。

湖南省選挙管理委員会事務局

担 当 : 川瀬

TEL : 0748-71-2357

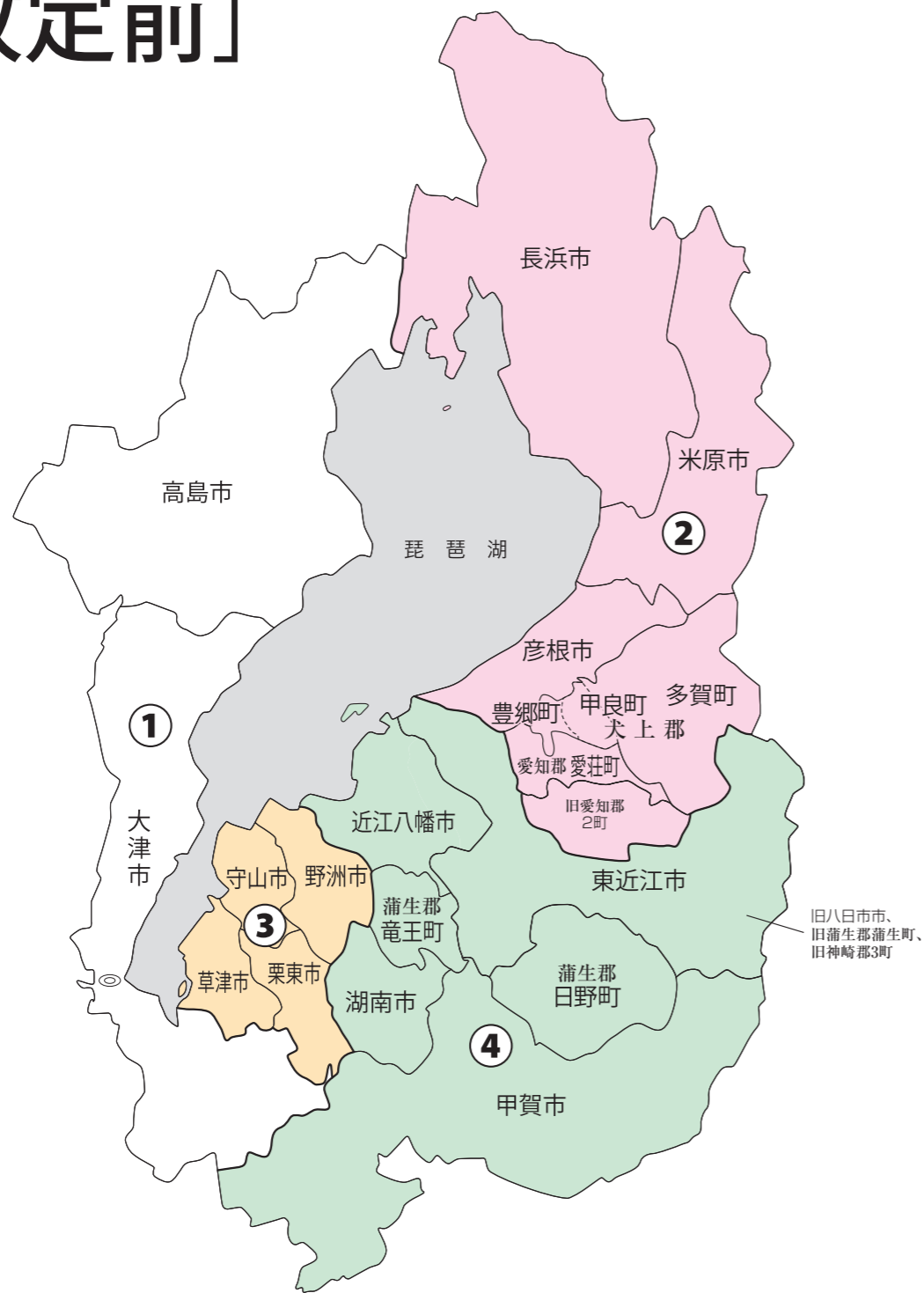
FAX : 0748-72-3390

MAIL : koukai@city.shiga-konan.lg.jp

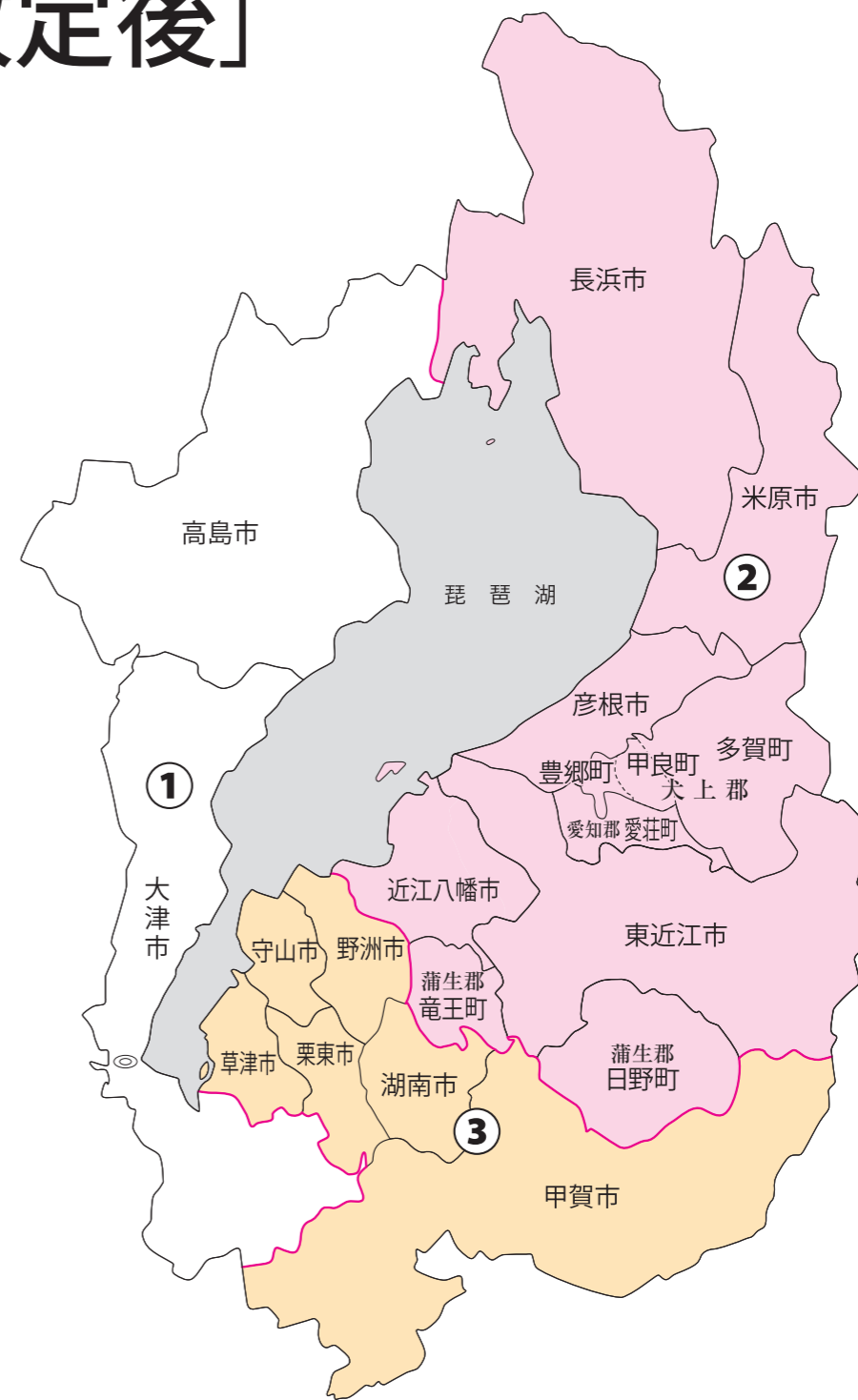
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

滋賀県

[改定前]

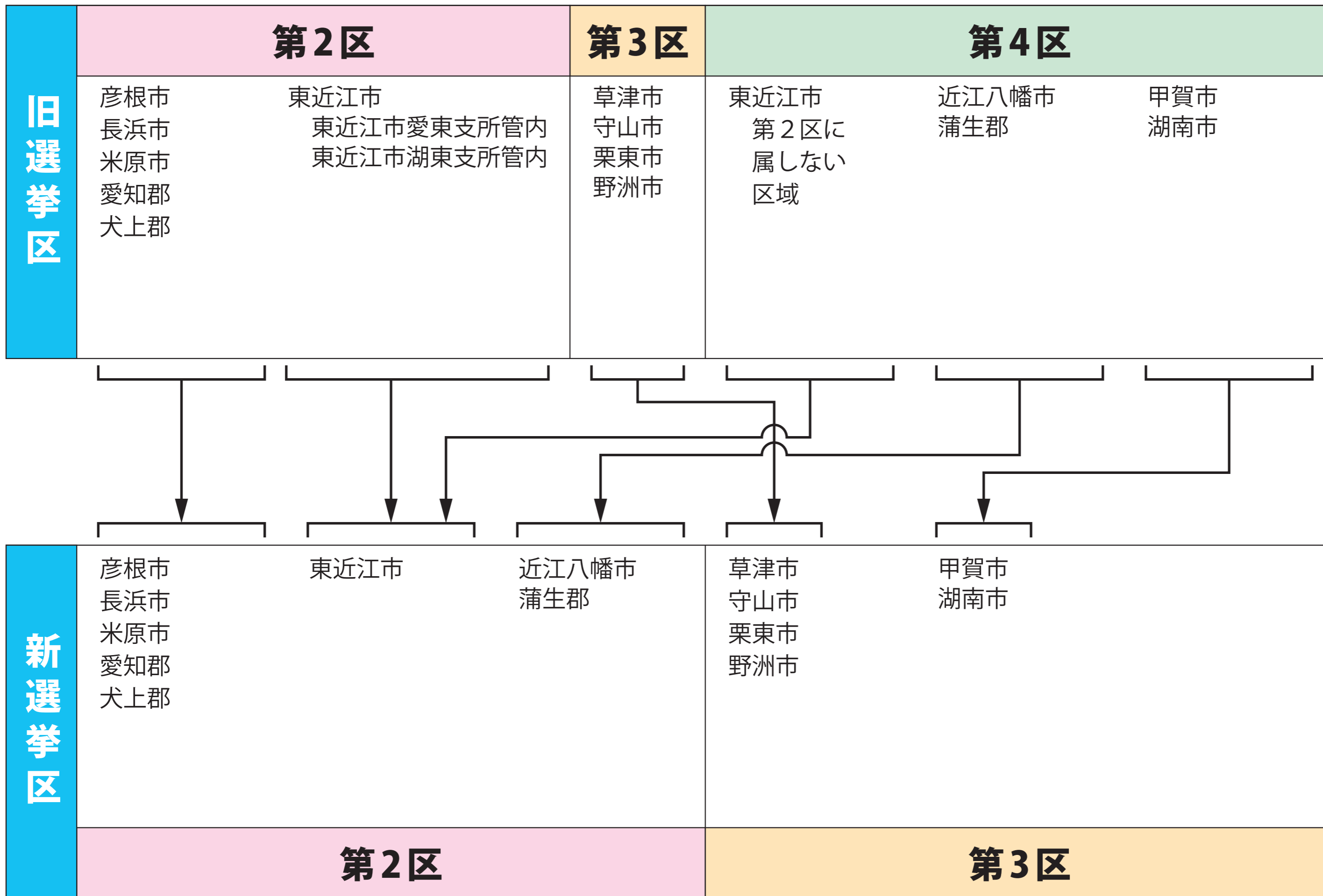


[改定後]



お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会



※第1区は選挙区の変更はありません。